

武蔵野市立西部コミュニティセンターの管理運営に関する基本 協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野市コミュニティ条例（平成13年12月武蔵野市条例第33号。以下「条例」という。）第9条の規定により武蔵野市立西部コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の管理運営を委任するため甲が指定した指定管理者西部コミュニティ協議会（以下「乙」という。）とは、コミュニティセンターの管理運営について、次のとおり協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、コミュニティセンターの管理運営事業（以下「管理運営事業」という。）を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（施設の設置目的及び公共的団体の趣旨の尊重）

第2条 乙は、市民によるコミュニティづくりの拠点としてのコミュニティセンターの設置目的に基づき、コミュニティセンターを管理運営するものとする。

2 甲は、管理運営事業が条例第9条第2項に規定する公共的団体によりコミュニティづくりの一環として自主三原則に基づいて実施されるものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（管理運営の基本方針）

第3条 乙は、管理運営事業を実施するに当たっては、自らの創意工夫を活かし、コミュニティセンターの利用者に対するサービスの向上及び管理経費の縮減を図り、もってコミュニティづくりの一層の増進を図るものとする。

（管理運営する施設）

第4条 乙が、指定管理者として条例第9条の2に規定する管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 武蔵野市立西部コミュニティセンター

(2) 位置 武蔵野市境5丁目6番20号

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

（管理運営事業計画）

第6条 乙は、コミュニティセンターの管理運営に関する事業計画（以下「管理運営事業計画」という。）を作成して甲に提出し、承諾を得なければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された管理運営事業計画について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、管理運営事業計画の内容等を変更する必要があるが生じたときは、甲と協議し、その承諾を得なければ変更できない。

（管理運営業務）

第7条 乙は、管理運営業務を、基本協定、当該事業年度における事項について別に定める協定（以下「年度協定」という。）、条例及び武蔵野市コミュニティ条例施行規則（平成14年5月武蔵野市規則第85号。以下「規則」という。）並びに関係法令等のほか、管理運営事業計画に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第8条 基本協定と年度協定の規定との間に矛盾又はそごがある場合は、基本協定、年度協定の順にその解釈が優先するものとする。

2 管理運営事業計画において、その記載内容に矛盾又はそごがある場合は、甲と乙とは協議のうえ、これを決定するものとする。

（責任者の配置）

第9条 乙は、第7条の管理運営業務を円滑かつ適正に履行するため、管理運営業務に係る責任者を配置するものとする。

（委託費の額等）

第10条 管理運営業務の経費として甲が乙に支出する委託費の額は、1会計年度に要する経費とし、年度協定に定めるものとする。委託費の請求、精算及び変更についても同様とする。

（再委託の禁止）

第11条 乙は、管理運営業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等）

第12条 乙は、この協定によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（事業報告書の作成及び提出）

第13条 乙は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号。以下「手続条例」という。）第8条第1項第6号に掲げる事業報告書（以下「管理運営事業報告書」という。）

を、毎会計年度終了後60日以内に甲に提出するものとする。

2 管理運営事業報告書は、次に掲げる事項について当該年度の実績等を記載したものとする。

(1) 管理運営業務の実施状況及び施設の利用状況

(2) 委託費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(定例報告)

第14条 乙は、前条第2項第1号に掲げる事項については、甲の指示により年度当初に予算書、管理運営事業計画等を提出するものとする。

2 乙は、管理運営業務の会計に関する帳簿及び書類等を整備して、常に経理状況を明らかにしておくとともに当該年度の終了後5年間これを保存するものとする。

(調査報告)

第15条 乙は、甲から手続条例第8条第1項第7号に掲げる業務報告の聴取等について求められた場合は、速やかに対応するものとする。

2 武蔵野市監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、乙の管理運営業務に関する出納関連の事務について監査を行うことができる。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたって保有する個人情報の保護について、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙）に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、前項に定めるもののほか、武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月武蔵野市条例第6号）の趣旨にのっとり個人情報保護のための必要な措置を講じるものとする。

(情報の公開)

第17条 乙は、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）の趣旨に沿った情報公開のための必要な措置を講じるものとする。

(施設の改築等)

第18条 施設の改築、改造、増築、移設及び大規模改修は、甲が行うものとし、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、コミュニティセンターの現状を変更してはならない。ただし、施設の維持のための小規模修繕については、乙が行うことができるものとする。

(備品の購入等)

第19条 施設の管理運営に要する備品の購入及び修繕については、乙が行う

ものとする。

2 乙は、前項の規定のうち、10万円を超える備品の購入及び修繕については甲と協議するものとする。

(維持管理)

第20条 乙は、コミュニティセンターの施設、当該施設に附帯する設備及び甲の所有する物品については常に善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(事件、事故、災害等への対応)

第21条 乙は、管理運営業務を行うに当たり事件、事故、災害等が発生したときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲にその状況を報告するとともに、その指示に従うものとする。

(検査)

第22条 甲は、必要と認めるときは乙の管理する帳簿、書類その他の記録を検査することができる。

(助言)

第23条 甲は、コミュニティセンターの管理運営について必要に応じて乙に対し助言することができる。

2 乙は、管理運営について疑義が生じ、自主的な判断による解決が困難なときは、甲に対して速やかに助言を求めなければならない。

(事業協力)

第24条 甲及び乙は、各々が実施する事業及びその広報等に必要に応じて相互に協力するものとする。

(目的外使用)

第25条 乙は、利用者の利便性のため、本来の使用目的以外で施設を使用する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(指定の取消し及びコミュニティセンターの管理運営業務の停止命令)

第26条 甲は、乙がこの協定を遵守しないとき、その他乙による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、手続条例第10条の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 関係法令、条例、規則、基本協定又は年度協定の条項に違反したとき。
- (2) 基本協定又は年度協定に基づくコミュニティセンターの管理運営を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 指定の解除を申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲の正当な指示に従わないとき。

2 前項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既に受領した経費を甲に返還しなければならない。ただし、協定期間の中途

において当該指定を取り消したときは、甲乙協議して返還金の額を算出するものとする。

3 指定の取消し後の期間に係る使用申請は、指定取消しの際、速やかに甲に引き渡さなければならない。

(指定期間終了に伴う原状回復)

第27条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しによりコミュニティセンターの管理運営が終了したときは、甲乙協議のうえ、甲の指定する方法により破損し、又は汚損した部分を原状に回復するものとする。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第28条 甲は、乙がこの協定の義務の履行を怠り、又はこの協定に定める各条項に違反したときは、そのことによって生じた損害の賠償を乙に求めることができる。ただし、甲がやむを得ない事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(申請書の様式等)

第29条 使用許可の申請等の手続に係る様式は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(留意事項)

第30条 乙は、コミュニティセンターの管理運営業務の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意し、業務を円滑に行うものとする。

- (1) 条例の設置目的に基づいて管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、相当の理由がある場合を除き、特定の団体等に有利又は不利となる運営をしないこと。
- (3) 市、市民、関係団体等との連携を図った運営を行うこと。
- (4) 施設の管理運営にかかわる各種規程、要綱等を作成する場合は、甲と協議すること。
- (5) 緊急時対策並びに防犯及び防災対策については、マニュアル等を作成し、管理運営業務に従事している者に周知徹底すること。特に防火管理については、消防法等関係法令にのっとり、防火管理者を定め、自衛消防訓練、防災教育、その他必要な対策を適切に行うものとする。
- (6) 業務遂行に必要な各種規程がないときは、市の諸規程に準じ、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。

(協議事項)

第31条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙は本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武 蔵 野 市

代表者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

乙 東京都武蔵野市境5丁目6番20号
西部コミュニティ協議会

会 長 高 橋 淳 子